

第百二十八回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第一 号

本国会召集日(平成五年九月十七日)(金曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 栗屋 敏信君	理事 小坂 憲次君	理事 古屋 圭司君	理事 北沢 清功君	理事 山名 靖英君	理事 石橋 一弥君	理事 後藤田正晴君	理事 谷 洋一君	理事 西田 司君	理事 平泉 涉君	理事 小林 守君	理事 吉岡 賢治君	理事 吉田 公一君	理事 佐藤 茂樹君	理事 山崎広太郎君	理事 穀田 恵二君
理事 平林 鴻三君	理事 穂積 良行君	理事 井奥 貞雄君	理事 金子原二郎君	理事 佐藤 剛男君	理事 中馬 弘毅君	理事 蓮実 進君	理事 池田 隆一君	理事 島山健治郎君	理事 吹田 惺君	理事 長内 順一君	理事 石田 勝之君	理事 神田 厚君			

平成五年十二月七日(火曜日)

午後六時一分開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君	理事 小坂 憲次君	理事 古屋 圭司君	理事 北沢 清功君	理事 山名 靖英君	理事 石橋 一弥君	理事 後藤田正晴君	理事 谷 洋一君	理事 西田 司君	理事 平泉 涉君	理事 小林 守君	理事 吉岡 賢治君	理事 吉田 公一君	理事 佐藤 茂樹君	理事 山崎広太郎君	理事 穀田 恵二君
理事 平林 鴻三君	理事 穂積 良行君	理事 井奥 貞雄君	理事 金子原二郎君	理事 佐藤 剛男君	理事 中馬 弘毅君	理事 蓮実 進君	理事 池田 隆一君	理事 島山健治郎君	理事 吹田 惺君	理事 長内 順一君	理事 石田 勝之君	理事 神田 厚君			

出席國務大臣	自治 大臣	自治 大臣官房長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長
山崎広太郎君	佐藤 剛男君	後藤田正晴君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君	佐藤 剛男君

出席政府委員

建設大臣官房地	方厚生課長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長	自治省行政局長
中山 啓一君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君	鈴木 正明君

委員外の出席者

委員の異動

十月二十日

後藤田正晴君	佐藤 剛男君	蓮実 進君	吉岡 賢治君	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任

石田 勝之君	園田 博之君	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任	補欠選任

十二月一日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同(佐々木陸海君紹介(第六二二号))	同(志位和夫君紹介(第六一三三号))	同(寺前巖君紹介(第六一四四号))	同(中島武敏君紹介(第六一五五号))	同(東中光雄君紹介(第六一六六号))	同(不破哲三君紹介(第六一七七号))	同(藤田スミ君紹介(第六一八八号))	同(古堅美吉君紹介(第六一九九号))	同(正森成二君紹介(第六二〇〇号))	同(松本善明君紹介(第六二一一号))	同(矢島恒夫君紹介(第六二二二号))	同(山原健二君紹介(第六二三三号))	同(吉井英勝君紹介(第六二四四号))	同(吉井英勝君紹介(第六二四四号))	同(吉井英勝君紹介(第六二四四号))	同(吉井英勝君紹介(第六二四四号))
--------------------	--------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同(穀田恵二君紹介)(第九八七号)
同(佐々木陸海君紹介)(第九八八号)
同(志位和夫君紹介)(第九八九号)
同(寺前巖君紹介)(第九九〇号)
同(中島武敏君紹介)(第九九一号)
同(東中光雄君紹介)(第九九二号)
同(不破哲三君紹介)(第九九三号)
同(藤田スミ君紹介)(第九九四号)
同(古堅実吉君紹介)(第九九五号)
同(正森成二君紹介)(第九九六号)
同(松本善明君紹介)(第九九七号)
同(矢島恒夫君紹介)(第九九八号)
同(山原健二郎君紹介)(第九九九号)
同(吉井英勝君紹介)(第一〇〇〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第一〇〇七号)
同(古堅実吉君紹介)(第一〇七九号)
地方財政の充実強化に関する請願(桜井新君紹介)(第一〇一〇号)
同月十九日
地方公務員共済遺族年金の見直しに関する請願(今村修君紹介)(第一三三〇号)
同月二十四日
固定資産税の大幅減税に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第一四三六号)
同(古堅実吉君紹介)(第一四三七号)
同月三十日
固定資産税の大幅減税に関する請願(中島武敏君紹介)(第一六七六号)
同(松本善明君紹介)(第一六七七号)
十二月一日
固定資産税の大幅減税に関する請願(東中光雄君紹介)(第一九四二号)
同月三日
固定資産税の大幅減税に関する請願(穀田恵二君紹介)(第二四二〇号)
同(穀田恵二君紹介)(第二五六一号)
同月七日
地方公務員共済遺族年金の見直しに関する請願(伊吹文明君紹介)(第三二八一号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第三二八二号)
は本委員会に付託された。
十月八日
国庫補助負担率の恒久化に伴う地方財政措置に関する陳情書(長崎市江戸町二の二三宮内雪夫)(第六号)
地方交付税総額の安定的確保に関する陳情書(愛知県一宮市本町二の五の六一宮市議会内伊藤俊)(第七号)
固定資産税評価替えに関する陳情書(富山市西田地方町二の七の五鍛冶富夫)(第八号)
十一月八日
坂本弁護士一家行方不明事件の厳正・迅速な捜査に関する陳情書(宇都宮市旭一の五宇都宮市議会内熊本勇夫)(第八九号)
十二月三日
廃棄物処理民間委託業務の競争入札における最低制限価格制度の採用に関する陳情書(名古屋市中区三の九二の三の二角岡与)(第一三七七号)
北海道函館市林務署の組織・機構に関する陳情書(北海道函館市東雲町四の一三函館市議会内本間新)(第一三八八号)
地方交付税の確保に関する陳情書(広島市中区基町一〇の五二広島県議会内楢山俊宏)(第一三九号)
固定資産税評価額を算定基礎とする税の軽減に関する陳情書外一件(名古屋市中区三の九二の三の二角岡与外一名)(第一四〇号)
広域捜査体制の整備に関する陳情書外一件(名古屋市中区三の九三の一の二愛知県議会内小田悦雄外九名)(第一四一号)
坂本弁護士一家拉致事件の厳正・迅速な捜査に関する陳情書(福岡県大牟田市有明町二の三大牟田市議会内増田亮治)(第一四二二号)
は本委員会に参考送付された。
本日の会議に付した案件
国政調査承認要求に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)
○票屋委員長 これより会議を開きます。
国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
国政に関する調査を行うため、本会期中
地方自治に関する事項
地方財政に関する事項
警察に関する事項
消防に関する事項
以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○票屋委員長 御異議ないものと認めます。よって、そのように決しました。
○票屋委員長 次に、内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより趣旨の説明を聴取いたします。佐藤自治大臣。
地方交付税法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕
○佐藤国務大臣 ただいま議題となりました地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由とその趣旨について御説明申し上げます。
今回の補正予算により平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二千円減少することとなりますが、地方財政の状況にかんがみ、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保する必要があります。このため、交付税特別会計借入金を一兆六千六百七十五億二千円増額し、この額については、平成七年度から平成十三年度までの各年度において償還することとしたのであります。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。
○票屋委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
○票屋委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。穂積良行君。
○穂積委員 佐藤大臣は、自治大臣におなりになつて、政治改革特別委員会で大奮闘をされてこられました。大変敬服の至りでございます。その政治改革関連法案の帰趨がどうなるかは参議院の審議を待たなければなりませんけれども、その審議にも御苦労なされると思ひます。
ところで、先ほど私は衆議院の予算委員会を暫時傍聴しておりましたけれども、大臣も御承知のとおり、きょうは、ウルグアイ・ラウンドの中で我が国の米の自由化をするのかしないのか、大問題が予算委員会でも議論されております。
私はつくづく思うのですけれども、今の政治課題で国民生活に一番影響の大きい大事な話は、これはもちろん現在の長期不況、特に最近深刻化している景気の状態でありまして、そう思います。ある人は、これは平成恐慌という言葉を使つてもいいんではないかというふうなまで言われております。株価の下落その他、そういう中で国内の企業も大変苦勞しておりますし、特にその中で中小企業は、どうやって経営を維持していくのか、従業員に安定した職場を提供していくのかということ苦勞しているという状況であります。
この不況に対する景気対策をしっかりと国も十分配慮して政治を進めなければならないということとは最大の課題であります。そういう中で今回の補正予算の審議であります。
私ども地方行政委員会は、この補正予算を裏づける地方交付税法等の一部改正法の審議というこ

とで、私どもの任務を全うしなければならぬと思ひますが、これは、当初見込んだ歳入がこうした景気の中で大幅に見込みが狂つてしまつた。それで国税の減収に連動する地方交付税の減、一兆六千六百七十五億二千万円というふうな状況が見込まれる中で、これをどう始末するのだということでありまして、これは当然、交付税の特別会計の關係で借入金として補てんするということが、あるいはその特別会計借入金の利息を国の負担とするというようなことはやらなければならぬという意味では、私ども野党の自民党としても事務的に当然のことだと思つておりますし、そのためのこの法改正は、それ自体としてはやむを得ざる措置だと思つてゐる次第でございます。冒頭に私どもの姿勢を申し上げる次第であります。

ところで、きょうはそうした法律改正をやるにしても、先ほど来申し上げております現下の景気状況に對して、本當にこの補正予算が適切な対応措置を盛り込んでやつてゐるかということになりますと、私どもは甚だこれは疑問に思はざるを得ないということで、政府が提出した補正予算に對しましては、私ども自民党は、深刻な景気対策としてゐるやうなべきことを組み替え要求として予算委員会の方で既に提出する運びとしております。

その要求に對して政府側はどのようにこれを受けとめて、現在の補正予算についてそうした私どもの要求を受けとめた措置を、言ふなれば、組み替えをするということを考えてゐるかどうか、まずそれを大臣にお伺ひしたいと思います。

○佐藤國務大臣 今總務委員言われましたように、我が国の経済の状況というのはかつてない厳しさの中にあると思つております。私もかなり経済問題、長くおつき合ひをさせていただいたわけでございますが、今いい指標というのは住宅そして公共事業の執行というのがいい線でございますし、あと個人消費も御承知のとおり低迷をしてゐる、あるいは設備投資も出てこないという状況でございます。いけば、山高ければ谷深しという

状況が今の日本経済の状況ではないかと思つております。そういった中で、例えば設備投資なんかでも投資減税をしたり、いろいろな手は打つておるわけでございますが、残念ながらなかなか、谷深しの方に今引つ張られておる状況だと思つております。そういった中で、野党第一党の、かつて三十八年間日本経済、日本の政治を經營してこられた自民党さんの意見は私たちも素直に、謙虚に受けなければいかぬと思つております。

ただ、やはりいろいろな意味での制約がございます。国も、今度の補正予算が終わりますと百八十八兆の国債残高を持ち、地方も、御承知のように、これが終わりますと、平成五年度が終わるときが八十八兆でございます。約二・六年分の借入金残高を持つわけでありまして、国は約三・一年分ぐらゐにならましようか。こういった財政規模を考へてまいりますと、国債発行による、あるいは地方債の発行によるところの経済の立て直しといつても、やはり後年度負担を考えますとおのずと限界が単年度としてはあるのではないだろうかという面におきまして、謙虚にいろいろな意見をお伺ひすることについては私もやぶさかではございませんが、大体財政規模からいまして、我々が出したもののぐらゐが、後のことを考えましても限界ではないか、こういうふうな考へております。

○總務委員 補正予算の中で一つの分野を占めてゐるのは、現在の農家の状況、御承知のとおり、ことしはもう例のない大凶作に見舞われて、農業共済金の支払いによつて当面の生計を維持し、来年度以降の農業生産の継続を確保するということが課題になっておる。その農業共済金を支払う原資として補正予算で措置しなければならぬ、こういうふうな状況になっておるわけでありまして、

それで、農家の熱い期待からしますと、とにかく早く年内に、被害に應じた共済金の支払いを受けた、こういう切なる要望がありまして、これは農林水産省を初め関係当局に努力をいた

いて、農家の要望にこたえていく措置をとらなければならぬと私どもも思つております。そういう意味では、補正予算をできれば早く、その点での措置を講ずる基礎として、その成立を圖らなければならぬと思つておるわけでありまして、

ところが、ここに来て、もう大臣、先ほどお聞きになっておりますように、このウルクアイ・ラウンドのぎりぎりの最終局面を迎えたというふうな中で、従来の三たびにわたる国会決議があるにもかかわらず、細川政権は、けさほどから伝えられてゐるようないわゆる調停案なるものについて、先ほど総理は、今まで一生懸命できる限りの努力をしてきたから、この辺、その重みを感じて、受けとめて処理しなければならぬまいなことを言つておるわけですね。これは本當に、それこそ不況も大変な問題ですけれども、日本の農家にとつてはこれほど大変なことではない。有史以来の日本の農業が存続できるかどうかという基本問題にかかわる話でありますから、この補正予算審議の中で、これはなおさらにできない。今日に引き続き、あしたも激しい論議が続くと思ひます。

私どもは、この国会決議を踏まえて、民主主義国家なんですから、議院内閣制でありますから、政府がさちつとそうした過去の決議を踏まえ、不動の姿勢で諸外国にも理解を求め、特にウルクアイ・ラウンドの關係国にも納得してもらふという努力を本當にやつてきてゐるのか、あと短時間の間かもしれないけれども、なお最大限の努力をすべきではないかということで政府の姿勢をただしてゐるわけでありまして、

実は、大臣御承知かと思ひますけれども、日本の各地方自治は、全国の農山村で生きる人々がいて、自治体が形成され、我が国の秩序がずっと成り立ってきた。そういう意味では、この米問題に象徴される米それから酪農それからその他の粉関係の農産品とか、いろいろな農業分野に絡みます、このウルクアイ・ラウンドの帰趨というのは、牛肉問題もそうです。関税をさらに引き下げるとどうか。そうした中で、今後地域社会を成り

立たせる農業というものを本當に崩壊させるようなことになったら、地方自治もへたたくれもないということになりかねないわけでありまして、

これについて、伝えられるところによりまして、社会党は、これは従来の国会決議の線に沿つていささかもその姿勢は変わらない、そういう姿勢でこの問題に對処するといふような党の立場といふふうに向つておりますが、まあ大臣の立場といふことはありだと思ひますけれども、その社会党の問題への取り組み姿勢を踏まえつつ、今申し上げた地方自治と市町村を成り立たせる農業問題について大臣としての所見をこゝでひとつ御披露いただきたい。よろしくお話しいただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 実は、總務委員とは公職選挙法の委員会のときに一緒に、たしかイタリヤ、ハンガリー等だと思ひましたが、お邪魔させていただきました。そのときに、随分總務委員の農業に對する情熱あるいろいろなお話をいろいろな角度からお伺ひしました。

私も、今自治大臣に就任をさせていただき、地域の経済、地域の社会といふものを担当させていただきますと、このウルクアイ・ラウンドといふものの結果によつては地域に与える影響といふのは極めて大きい、まあ崩壊という言葉を使つていかどうかわかりませんが、大変深刻な打撃を所によつては与えるのではないかと、こういう認識でこの問題を注視しておるわけでございますが、ただ、まあ私が直接交渉の担当者ではないものですから、結果をきょう閣議においてあるいは閣議後の懇談という場でお伺ひをしたというのが、これが現状でございます。既に予算委員会等でもいろいろな角度から議論がされ、その重大性についても私も十分認識をしておるつもりでございます。

社会党の態度はということを開かれましたけれども、社会党自身もまだ党としてどういう結論を出したか。第一、米についてはその骨子というのが御説明があっただけで、あとの農産物について

どういふふうにするのか、あるいは関税率をどうするのか、その他の農業以外のものについてはどうするか、つまり、ウルグアイ・ラウンド全体のことはまだ全然我々にも聞かされていないわけでごいまして、そういったことの全体像がある程度明らかになって初めて評価というものが決まってくるわけでごいまして、そういった意味では、社会党として全体的にどう評価するということについては、まだ当然のことながら、そういう状況でごいしますから、何ら結論を得ていないという状況でごいします。おいおい次の閣議等においても、その他の問題についてもいろいろと報告というものがあろうかと思ひますので、その段階で考えなければいかぬ。

ただ何といひましても、米というのは、単なる口に入る食物というだけではなくて、地域の風土や歴史というものをバックに背負いながら、あるいは国土保全という面もありますし、水の涵養という面もありますし、あるいは都市における空間という問題もございしますし、いろいろな要素を含んだ米なのでありまして、そのあたりを十分私としましても頭に入れながら、将来にわたって対応を誤ることのないようにしていかなければならぬと考えております。

○穂積委員 この問題については、アメリカのいわゆるファストトラックの期限という十二月十五日、それを前提にアメリカが主導的な役割を果たしてまともなようにしているわけですね。そういう中で、長い交渉の果てに日本政府としてどう対応するのか。残されたそうした十五日までの期間という意味では短いわけですが、それで何も日本国の農業を減ばすような政策選択をする必要は全くない、そういうふうにも思っておりますし、大臣にもぜひ、これからの社会党の同僚の皆さんの御意向も踏まえて頑張ってくださいたい。これは要望いたします。

それが仮に一応の結論が出ても、仮に私どもが納得できないようなガットの協定あるいはその他の国際的な約束というふうなことになる場合には、

は、それを国内的に条約としての位置づけになるものは国会の承認を要しますし、協定はもちろんです。それから国内法的に、外国と約束しても、実現できるかどうか。法改正を要するようなこと、端的には食糧法の改正に及ぶようなことの場合に当然議論が続くわけでありまして、そこは、国権の最高機関である我々の国会の決するところによつては、国際的な約束、これは留保条件をつけて国会で承認されればということであるんでしょうけれども、その先も含めてそう簡単な話じゃないということをお願い申し上げます。

ところで、実はそうした議論が続く中でもう一つ政治改革絡みで、これは本当に細川総理の身辺にかかわる話で、例の一億円問題というふうなことで、例の佐川急便、後で東京佐川急便というところがはつきりしたんですか、からお金をお借りしてそれで後で返したという説明を総理はされていまして、でも、一体どのように借りて、そしてそれをいつどのように返したかということについての質疑については、甚だこれは妙な話になってしまつて、どうも私もこれは総理は、端的に言いますと実際あったことと違うことを、わかりやすく言うとうそになることを答弁を重ねていふんじゃないかという疑いを、私は傍聴してそんな気がいたしました。

今ちよつと言いましたけれども、政治家、特に最高の地位にある総理大臣という立場にある者が、国民に対して単に疑惑を持たれるということだけでなしに、明らかにうそになるようなことを言っているというふうなことであれば、政治不信もきまわりということになる。

私は十一月五日の政治改革特別委員会、大臣にも御答弁いただきましたけれども、政治に一番大事なものは国民の政治に対する信頼だと、そういう意味で「信なくんば立たず」という三木武夫先生の言葉も引用して、総理どうだ、それから外務大臣どうだ、畑農林水産大臣どうだというふうなことをだめ押しをしました。これは米問題に関してなんですが、米問題について、これは最後の政

府の判断を見なければうそをついたことになるかどうか、うそをつかないで済ませるという話になるか、あれでしようけれども、どうも今まで水面下でいいますか、秘密裏の事務レベルでの交渉や何やら含めて政府はきちつと国民の納得するような形で説明をできていないという疑いが濃厚であります。そういう意味では、これまでの質疑においてもどうもうそというふうに決めつけられかねないような経過になるのかどうか、甚だ私は懸念をしております。そういうことに加えて今申し上げた金絡みの話、こういう状況であります。

大臣、政治改革のそもそものきっかけは、政治と金の関係をきれいにしようということだったんですね。そうしてそれが途中で、政治に金がかからないようにしよう、そのためには選挙制度を直した方がいんじゃないかという議論にスライドして今の政治改革関連法案の体系ができてきた、こういう経過がありますが、その政治と金の関係、まさにこれも、地方自治、地方公共団体の長や何やについても今日問題が続いているわけでありまして、もうこれは国民が注目の中で、宮城県知事、仙台市長、茨城県知事、その他の首長が、あつた汚職事件に連座して裁判を受けるような状況になつていふ。

こんなことがあるわけですが、そこで、前段申し上げたらおわかりかと思いますが、地方公共団体における連続する不祥事件、汚職問題等について、最近のゼネコンなどの建設業者から収賄したというふうなことなど、これらについて考えまするに、どうも今の地方自治行政のありようにおいて構造的にそういうようなものが起こりかねないようなことがあるとすれば、これは大変な問題であり、政治改革、政治改革と言う中では、国の政治改革、すなわち、金と政治の関係をきれいにするという主題の問題に並行して、地方自治における政治改革、そういうことを真剣に取り組んでいかなければならないと思ひます。

こうしたことについて、一連の事件等に関連して大臣、いかがお考えか、所感を伺いたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 この半年以内に、茨城の知事、仙台の市長、三和町長、それから宮城の知事というところで、贈賄側はいろいろ変わりましたが、もと、収賄側は残念ながら一部の地方自治体の首長であるという事態につきまして、自治大臣という立場からも極めて深刻に受け取つておるわけでごいします。

後から御議論があらうかと思ひますが、今国民の皆さんの方からは地方分権ということを進めるようにという大きな要望があるときにこういう事件がたび重なることというのは、地方自治体に対する不信、ひいては地方自治そのものに不信を持たせる。地方分権をしたときには、結局、国で起こつております汚職事件をさらに全国版に広げることにつながるのではないかと大変な不信をもたすであらうことについて、私は、担当大臣として極めて深刻に受け取つておるわけでごいします。

もちろん、これはもう穂積委員に言うまでもなく、すべての地方自治体の首長が同じことをやっているわけではないのでありまして、何といひましても、本人の公職者としての自覚、それから公正、厳正なる執行ということに徹すれば、このようないふことが起こるわけではないわけでごいします。

もちろんその意味で、本人そのものにも当然のことながら自覚を促すように事務次官通達等も既に、出しておるわけでごいしますが、あわせて、今の入札契約制度そのものが今のようないふものがあるのか、特に指名入札というもののあり方も今のままではいかかかなものがあるかというところで、今建設省と自治省とで、両方でこの入札契約のあり方そのものについてかなり研究を続けております。

恐らく十二月いっぱいにはこれにつきましては結論を出し、そして建設省は建設省として、自治省は自治省として地方自治体の方に指令を出していくことになるわけでありまして、今委員御指摘のようによい、そののんびりとこれもやっていると

合いのものではないというふうに思っておりますので、十月一日には、県とそれから政令市につきましては、条件つきであります。一般競争入札をひとつ試行していただきたいことをお願いをしたところでございます。

したがって、今、建設省の中央建設業審議会の方で、入札するにいたしまして、どういふ結果があらわれたのか、なぜこれがだめだったのか、あるいはなぜこの人を指名するのか、そういう基準をはっきりすべきではないかというように、ことを具体的にさらに最後の詰めを行っていただいておりますし、また、私の方といたしましては、その条件つきの一般競争入札というのをやってみて具体的にどういふ問題があり、どういふことがよかつたのかというのをまとめて、それをもつて地方自治体でこのような汚職事件が統廃をすることのないように、ひとつ綱紀の肅正ということと同時に、制度面におきます問題点というのをピックアップして、こういうことがないように通達を出していきたい、こういうふうにご考えておるわけでございます。

あわせて、結局、出ている金は企業からの金でございますので、私たちは、もともとこれは断たない政治腐敗というのには根絶できないというところで、政治改革特別委員会でもいろいろ議論がありまして、企業が出す場合には政党的なみというように、ひとつこのようない政治風土そのものを変えていかなければならぬじゃないか。穂積委員言われますように、今まではとく政治改革といいますが、お互いに国の問題というレベルで何となく話をしておりまして、実は国のレベルでそういうことが起こるというのは、国というのには言うまでもなく自治体の総合計、つまり面が合計して国になっておるわけでございますから、そういう意味におきまして、地方自治体におきます、このようなたびたび起こります一部地方自治体の首長によるところの腐敗というものをやはり根絶していく、このことがぜひ必要なのではないかということで、いろいろな手を今日ま

で打ってきたところでございます。

○穂積委員 よく地方の時代、地方分権の推進というふうなことが叫ばれるわけでありまして、その地方分権の推進が、今以上に地方に権限を持たせる、そういうことの一般論としては一理はあるわけですが、その中で、本場に地方にそうした権限をふやして大丈夫か、それだけの識見、能力を持ってきちっと地方行政をやっていくことができる体制にあるのかということあたりが常に問われなければならないと思います。そういう意味では、自治省はこのことを十分頭に置いて、地方の善導に当たっていただきたいと思う次第であります。

また、公共工事の発注に絡む汚職の問題というのは、確かに、現在の指名業者の入札という制度そのものを今後どのようにしていくかということなどを含めて、きちっと改善すべきところはしなければならぬと思います。かりそめにも地方の首長がいわゆる天の声というふうなことであらかじめ意中の業者を示唆して、それに応じて業者が談合するということと建設業界がやっていくというふうなことがあつては、これは国民は、本場に地方自治そのものの不信というものになりかねない。その点は、たまたま社会党の建設大臣がいられしやるわけですから、この在任中にどのような今大臣がおっしゃるようによい改善を図られるのか、さらに自治省とも十分これは相談してきちっとした方向を出すように、大臣、ひとつよろしく要請したいと思っております。

さて、今ちょっと大臣がお触れになりましたけれども、政治改革絡みで、今度の政治改革関連法案のもとで、これが仮に成立した場合、一本本場に地方の政治があるのではありませんか、まだまだ工夫する必要があるのではないかと、また多々あると思っております。特に地方議会、議員の場合に今度の関係法案の改正等でどうなるんだということなど、今大臣お触れになりましたけれども、企業献金や何やも一般論でよく言われますが、企業・団体献金を廃止したら政治改革の近道だとい

うような議論もされるわけですが、私は必ずしもそう思わない。いろいろと建前と現実が乖離し、それこそ不祥時が潜行するようになつて、水面下でくぐつて進むようなことがあつてはならないということなどありますので、これはさらに議論を続けるべき話だと思つて、いづれにしましても、そういうことも含めて、今後政治改革絡みでも、自治省は細心の注意をもつて地方における政治改革が真に進むような方向で考えていただき、提案をしていただきたいと思う次第であります。

ところで、本題に入ります。

この不景気の中で国税が大幅な減収を見た、そういうことで、連動して地方財政も非常に厳しい状況になつてきた、こういう現実にあるわけですが、けれども、振り返つてみますと、昭和五十年以降は、地方財政は大幅な財源不足の時代がありました。それを、一生懸命自治省当局も努力し、地方自治体にも協力いただいて改善を図つてきたという経過があります。経済とも絡みますけれども、地方財政が借金づけの状況から、昭和六十年代から平成にかけては、財政の健全化ということが大幅に進んできた。借入金も返せるし、地方債の繰り上げ償還としてもいろいろな措置がとられるということになつてきた。これはよかつたな、そういう調子でいけば地方財政もさらに健全化するものと見られていたところが、昨年あたりから経済状況に連動しておかしくなつて、ついには今回のような一兆六千七百億円の借入れをしなければならぬということになつてきた。

こうした地方財政の状況をずっとトレースしながら、自治大臣としては、この現状についてどのように見ておられるか。また、どういふことを基に考えていくべきか。これは大臣としての所信を明らかにしていただきたいと思つておる。

○佐藤国務大臣 地方財政の状況につきまして、穂積委員言われましたように大変厳しい状況であるということは、先ほど例を挙げましたけれども、この二年の間に、例えば平成五年の当初は八十一

兆の借入残高でございましたが、これがこの補正予算、第二次補正予算を終わつたときには八十八兆、あつという間に三年間で七兆円もふえるという状況でございますし、我々は一日も早くこの不況を脱出したいと思つておりますが、地方税収も思うようにいかないという状況でございます。国が五兆五千億歳入が減りますと、その三二%の約一兆六千億ばかりというのは、今御提案をいたしましたように借入金をしなければならぬ。それだけじゃない、地方税収の方も約一兆六千億足りませんから、合計三兆二千億というものは借りてこなければならぬという状況でございますから、大変状況としては厳しいというふうに思つております。

ただ、今穂積委員いみじくも言われましたように、先輩の方々が大変御苦労なさつて、昭和六十二年の補正から平成三年の補正までの間にせつせつと借金を、地方債につきましてもあるいは地方交付税につきましても、なるべく早く頭張つて返すということをなさり、合計十四兆円の間に戻されたということは、先見の明と申しまうか、先人の偉さと申しまうか、これは大変大きなことであつたというふうに私思つております。

ただ、非常に厳しい状況でございますが、ことの当初でいえば国が七十二兆、地方財政計画が七十六兆という規模で、今や国よりも大きな規模で地方財政というのは運営をされていってある。もちろん借金も、中身はいろいろありますけれども、されておる。これが、先ほどちょっと触れましたように、地方自治体の場合には、北は北海道・稚内から南は沖縄まで、全部の地域で地域経済と地域社会を支えておる。

これが国の事業と違つて、国の事業は、ある程度箇所がごう決まつておるわけですね。こちらは非常に広い面で行われておりますし、公共事業の約七七%というのは地方自治体が行つておる、担つておる。しかも、それは我々の生活に直接結したものが非常に多いということからい

すと、この際景気が悪いし、来年度の地方財政を見た場合に、地方交付税の原資になる国の税も、恐らくそういういいわけが残念ながらないでありましょうし、また、地方税収もことしよりはよりよくなるというふうにはちよつと考えられない。そういう意味で、借金がさらに、普通にやつてもふえていくであります。

しかし、今申しましたように、まさに国と地方自治体というのは経済を支える、下支えをし、す車の両輪として、いや、むしろ国よりも大きな金額を担うものとして、しかもそれは国民生活、住民に非常に直結をしたものであるということからいいますと、やはり国の、日本の経済の下支えをする大きな役割というのをこの地方財政というのは持っている。苦しいけれども、いつかまた幾らかよくなる時には、先ほど触れましたように約十四兆円返した例がありますように、また借金減らしをするということで、この際、地方財政というのは国の景気回復の有力な一助になるべきである。

来年度予算に当たりまして、地方財政計画をつくるに当たりまして、やはりそのことを念頭に置いていかなければ、お金がだんだん小さくなるからだんだんシユリンクしていったのでは、ますますこれは経済にとりまして悪循環だということに思っておりますので、もちろん、先ほど触れましたように物には限度がありますけれども、気持ちとしてはやはりそういう基本的な方針で来年度も臨んでいかなければならぬ、こういうふうと考えております。

○穂積委員 大臣が認識されていきますように、この経済の状況からすると、来年度も地方財政収入というのは大幅に落ち込むということは必至だと思えます。そういう意味では、来年度に向けての予算編成に当たっても、今回の補正予算の問題の延長上ですけれども、これは大変な苦勞が必要になるのじゃないかと思えますが、ひとつそこは本当に知恵を絞って、地方自治が円滑に進むような財政の裏づけをきっちりと確保するという方向で

やっていただいたいと思えます。

ところで、これは局長にお伺いしますけれども、全国約三千三百の地方自治体で、これは十把一からげにその財政状況や何やというの論ずるわけにいかない、それぞれ独自の状況があると思えます。聞くところによれば、大きなところでは、大阪あるいは愛知、神奈川といったところが交付団体に転落した。東京はまだそこまですてないというところですが、そういう状況や何や、不交付団体の場合は景気の波動をかなりもろに受けるという面があつて、それに対して適時適切に自治省サイドから面倒を見なければならぬということもあるかと思うのですが、そういうことも含めて、一般論でない、各自自治体の状況をちよつと御説明いただけませんか。また、それに対してどうするかということも、あわせて御説明いただきたいと思います。

○湯淺政府委員 先ほど来大臣から、地方財政全体の状況につきまして申し上げておりますが、ただいま御指摘のように、地方財政は単一のものでございまして、三千三百の自治体の財政で構成されているわけでございまして、その中には非常に経済力のある地域の地方もございまして、そうでない地域もございまして、その内容はまことに千差万別と言つていいと思えます。

例えば、私どもがそれぞれの自治体の財政内容を分析する場合に、よく財政力指数というものを使う場合がございます。これは交付税の基準財政需要額と収入額との比率を見るわけでございまして、これが一を超えまると交付税が要らない地方団体、いわば不交付団体になるわけでございまして、全国の財政力指数というのは〇・四六でございます。この〇・四六以下の地方団体の数が全体の約三分の二になるといふことでございまして、また逆に、平成三年度の場合に交付税の交付を受けるでない事業ができた団体というのは全体のわずか五の百七十五団体にすぎない、こういうような状況になっているわけでございまして、元

利償還金を返す公債費の負担というものを、分母を一般財源にして、この公債費の支払い額を分子にいたしました率を公債費負担比率と言つておりますが、私どもは、これが一五%を超えると財政運営上ちよつと黄色信号です、それから二〇%を超えまると、これは赤信号です、地方債の発行には気をつけた方がいいですと、こういう御指導もしているわけでございまして、こういう御指導におきまして、この公債費の負担比率が一五%以上の団体が千六百六十一団体、全体の三五%強というふうな状況でございまして。

平成三年度までは、どちらかといいますといろいろなものを繰り上げ償還したり、財政状況としては上向いていた時代で、このときにすらこういう状況でございまして、これから平成四年度、五年度という不況期に入りまして借入金金が非常に多くなつてくるということになりますと、この公債費の支払いというものの財政の重圧に非常になつてくるのではないかと、こういう感じがしているわけでございまして、これからのそれぞれの個々の地方団体の財政運営におきまして、公債費の状況というものを細心の注意をもつて見ていかなければならないというふうを考えているところでございまして。

それで、先ほど御指摘のように、地方団体三千三百の中には、交付税の要らない、交付税がなくとも財政運営のできる団体、不交付団体というのが全体で約五%ぐらいあるわけでございまして、都道府県では過去においては四団体、東京、神奈川、大阪、愛知という四団体があつたわけでございまして、特に都道府県の場合には、地方税の税収構造が法人関係の税収に非常にウェイトが高いわけでございまして、そんな関係もございまして、景気の動向に非常に敏感に税収が反映してくるといふ問題がございまして、そんなこともございまして、過去において不交付団体でございました神奈川県、愛知県、大阪府という三団体が、今年度から不交付団体から交付団体に転落をするというふうなことになると思います。

こういう団体においては、特に交付税という仕組みに依存していないわけでございまして、財政運営には税収の動向というものが大変敏感に動いてくるわけでございまして。こういう団体においては、当面はこの税の減収に対して減収補てん償と申しますか、そういうもので措置をいたしまして、地方債でしばらくの間泳いでいただく、こういうことも考えていかなければならないと思えますので、こういう団体からはよくヒアリングをいたしまして、地方財政の運営に支障の生じないように適切な措置を講じてまいりたいというふうな考えでおります。

○穂積委員 もう一点、これは事務方に伺いたいのですが、景気対策として、現在は例の地方単独事業の役割が非常に大きくなつていっていると思えます。地方自治体にもこの地方単独事業について積極的に取り組んで景気対策にも大いに頑張ってもらいたい、こんな気がいたしておりますが、地方の取り組みの概況、それから今回の補正予算に関連しての経済対策について地方団体はどのような役割を期待されているか、その辺を御説明いただきたいと思います。

○湯淺政府委員 まず、これまでの景気対策について地方公共団体の取り組み、特に地方単独事業を中心にした状況について申し上げますと、今回の不況、昨年来ずっと続いているわけでございまして、まず昨年の八月に総合経済対策を政府で決定いたしました、この中に、地方単独事業として一兆八千億円の規模で事業執行を期待するというところで対策が組まれたわけでござい

ます。この対策が組まれたときに、果たしてこれだけできるかなというところで心配をしたわけでございしますが、地方団体に、昨年の九月補正以降で、九月議会以降でぜひこの金額を確保していただきたというところで要請をいたしましたところ、昨年の九月補正予算で全体で一兆九千億の追加計上をしていただいて、経済対策で予定いたしました一

兆八千億を上回ったというような積極的な対応をしていただけたところでございます。

それから、今年度の当初におきましても、こういう景気の状態でございますので、当初の地方財政計画におきまして地方単独事業二・二%増のかなり思い切った金額を計上したところでございまして、これについても積極的にお願いをしたところが、全体としては二・二%を超える地方単独事業が計上されたということで、これも当初の私どもが地方財政計画で予定したものを上回って各自自治体では対応していただけたところでございます。

今年度に入りまして、四月に早速総合的な経済対策ということでまた経済対策が行われてまして、このときには地方の単独事業二兆三千億円をお願いしたいということで、これも地方団体をお願いいたしました。さらに今回、九月の経済対策において、五千億円の地方単独事業をまたさらに追加していただきたというところをお願いをしているところでございますけれども、六月補正、九月補正の段階で集計した結果では、二兆四千億を上回る追加計上が行われております。

したがって、四月に予定いたしました経済対策の二兆三千億は上回って既に追加計上が行われているわけでございますが、今回の九月の経済対策の五千億の追加につきましては、年度の十二月補正予算以降において対応していただけるものだというふうに私どもも期待しているところでございます。この結果は、明年度になりまして集計した結果が出されると思いますが、期待をしているところでございます。

今回の景気対策におきましては、今の単独事業の五千億のほかに、国の補助事業といたしまして、全体で事業費として一兆円ぐらい追加されることになっていくわけでございます。これはいわゆる生活者あるいは消費者の質の向上を図るためのいろいろな諸施策ということで、全体の事業費一兆円を超えるというふうになっておりますけれども、この地方負担が五千億円ぐらいでございます。

事業費一兆円余りのうち地方負担がやはり五千億ぐらいでございます。

この五千億につきましても、地方債でこれは対応してもらおうということで、地方公共団体においては、既に財政当局に対して、こういうことが予算が成立したらあり得るから準備してほしいというところも既に通知をしているところでございまして、これについても地方団体は積極的に対応していただけたものだというふうに期待しているところでございます。

○補償委員 景気づけの話は結構だし、やらなければなりません。景気の中で奥尻島の大地震、それから八、九月の九州地方の大雨被害、そして米の大凶作、一連の災害がありまして、それぞれの地方で大変な目に遭っているという状況です。

これについて自治省も随分いろいろ配慮していただいていると思うのですが、これから来年度になって例の特別交付税の配分の算定などに当たっても、この辺の事情も当然いろいろと配慮されると思います。しかし、そうすると、通常年度と年度末近く、いろいろと今までやりたかった地方の首長が公約を果たすためとかいろいろ楽しみもあった特別交付税にかなり影響もあると思うのです。その辺、当然配慮いただかなければならぬ被災地対策その他に並行して、特別交付税などに対して今後どんな方針で臨むか、ちょっと御説明いただきたいと思っております。

○補償委員 今御指摘のように、ことしは地震あるいは降雨などのいろいろな災害が発生いたしました。さらに夏には冷夏によります農作物の被害被害というふうなこともございまして、例年になく災害が多くなっております。

特別交付税は基本的には、普通交付税の基準財政需要額というのは比較的機械的に計算するものでございますから、それぞれの自治体の特殊事情というものを一つ一つ捕捉をして、それで自治体ごとに算定するというところでやっているわけでございます。

ございますけれども、やはり災害というものに対して優先的に地方特別交付税というものは配分していかねばならないものだというふうに考えているわけでございます。

そういう意味からいまして、今回の地震あるいは豪雨の災害等につきましては、災害復旧事業そのものは地方債でやることといたしても、それまでにかかりました各種の災害対策費、経費というものがいろいろあるのがございしますので、こういうものは特別交付税の措置によりまして支障のないように措置をしていかなければならない。また、異常気象に伴う冷害につきましても、地方団体ににおきましては、営農指導でございましてとか、あるいは病害虫の防除、それから被害農家の就労の場のあつせんとか、きめ細かいいろいろな事業をやっているわけでございますので、こういう経費に対しては特別交付税で配分をしてまいりたいと思っております。

ただ、ことしは交付税総額そのものが前年度に比べて一・六%減という窮乏な中でこういう災害が多発しているというふうなことでございしますので、こういう被害のない地域におきましては昨年に比べてややレベルが下がってしまうことはこれは多少やむを得ないのではないかと、みんなで助け合って災害のあるところに手厚く特別交付税を配分するというところで各団体に御理解をいただくことがないのではないかなというふうに考えているところでございます。

○補償委員 つらいところですが、うまく処理してください。

ところで、政府の税制調査会で、国税それから地方税にわたって今後の税制をどのように持つていくかということで答申が出ましたね。副題は「公正で活力ある高齢化社会」を目指して」ということで「今後の税制のあり方についての答申」が出ていますが、その中で、地方財政の根幹をなす地方税等についても触れているところがあるわけですね。

おりましたところ、どうも問題の消費税に關しては、消費譲与税という形で今後も地方に配分するの、あるいは自治省サイドの年々の希望といいますが、そういうことだろうと思うのですが、地方消費税という形で独立の地方税としていくということにするのかという問題については、引き続き「消費税のあり方」の見直しと併行し、検討を加えることが必要」ということで問題が先送りになったということになっておりますね。これは今後の議論だ。

考えてみますと、いわゆる直間比率ということ、国税の問題では、所得、資産、消費と三分野にわたるバランスある税制を目指して、直間比率についてもいろいろと検討がずっと重ねられていくわけですね。地方財源に關しては、どうも現実は直間の直の方がウェイトが大きくて、これが一つの大きな問題だということに自治省の皆さんは認識しているということなんです。細かいことは時間がなくなりましたから、大臣にこれについての基本的な見解をここで明らかにしていただきたいと思っております。

○佐藤国務大臣 率直に言わせていただきますが、私もあちからこちらでかなり声を大きくして言ったのでありますが、政府の税制調査会において、これだけ地方分権だと言われる時代に地方の独自財源というものについてどうあるべきかという議論が余り時間的にもなされなかったということについては、極めて残念だということを私、表明しております。

それで、今御指摘のように、むしろ地方自治体の方が、景気に余り影響されない安定的な財源が必要なることを地方自治体というのにはやるところなわけですね。高齢化社会に向かってもそうでありまして、そういう面からいいますと、安定的な財源、特に今御指摘のように、国の場合には消費税がございまして、直接税が七割、間接税が三割。地方の場合には消費譲与税になったり、ガス税や電気税がなくなったりいたしましたので、直接税が九割、間接税が一割という、本来税構造として、税

収の構造としては国との関係では逆転しているような格好になっている、非常にいびつな税収の構造になっております。したがって、私たちが、これから高齢化社会に向かって、生活者本位、消費者本位、住民本位という地方自治を確立させるために税財源はどうすべきかということについては、もともとと深刻にお互いに考えていかなきゃならぬと思っておるわけでございます。

ただ、本来消費税というものはどうあるべきかという議論そのものが、逆進性の問題、飲食料品はどうするかという問題、益税の問題等々いろいろ消費税自身も持っている問題もございまして、このことが議論されておられませんので、直ちに私が言ったことが地方消費税ということに結びつくとは申しませんが、しかし、いずれにしろ、今委員お説み上げになりましたように、消費税のあり方と並行して、税調の中でも、地方自治体の方からも地方消費税というものをつくつてもらいたいという要望があるわけでございます。

地方自治体の独自の財源というものは、しかも安定的な財源、そうすると、それはもう少し間接税にウエイトをかけなければいかぬのではないかと、この問題に繋がってまいりますので、そのあたりの観点から、今後なお一層当委員会におかれまして、税調のみならず当委員会でも、ひとつ地方の税財源というものはどうあるべきか、お互いに真剣、深刻に考えていかなければならぬのではないかと、このように考えております。

○穂積委員 時間がなくなりましたので、これで質問を終わりますが、大臣、とにかく、現在の政局の中で、一つは米問題への対応、それからもう一つは景気対策としての所得減税見合いの財源確保、それが消費税の税率問題にどう及ぼすか及ぼさないかということも含めて、大臣としては、大臣の所属する政党の年来の主張もあるわけですから、その辺も含めて、私は特別委員会の議論を通じて、大臣の立場においてはこれこれ、党に帰っての意見はこれこれということ、防衛問題や何やについても、本当にこれは社会党もつらいつら

い大臣席のお姿をもう拝見しておったわけです。その辺、今後の政局の動向によっては、大臣、それはずっと続けて大臣をやっていたきたいような立派な方でありまして、そうもいかないうしから、これは出処進退、本当によく考えたいだいて、社会党出身の大臣として誤りなき行動をとられることを希望いたしまして、最後はちょっと余計なことをつけ加えたかもしれませんが、大臣を尊敬する一人としての徳積の言葉としてお聞き取りいただきたいと思っております。

○栗屋委員長 蓮実進君。

○蓮実委員 地方分権について質問いたしたいと思っております。

地方分権を進める要点は、地方自治体が権限を与えられてそれをちゃんとこなしていけるかどうか、これが問題だと私は思います。細川首相の言う地方分権をどう進めるのか、何が必要だと考えておられるか、自治大臣のお答えをお願いしたいと思っております。

○佐藤国務大臣 地方分権に対する全体的なこれからの構想について若干お話をさせていただきます。すれば、蓮実委員のこれからの全体的な質疑に資するかと、思っております。御承知のように、地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体というので、これは我が省だけではございせんけれども、推進会議の方で十五方所いたしました。これによってこれから五年間、その指定をされました自治体はかなり独自のことをやるようになる。もちろん各省庁の了解をもらわなければなりません。

このパイロット自治体制度を進めますと同時に、既に御承知のように、二十三次の地方制度調査会から出ております広域連合制度、これは県と県とをまたぐような大きなものをいわば国から直接権限を与えてやろうというものであり、また中核市構想ということが出ておりますので、これにつきましましては来国会に出したいということで、今自治省におきまして、関係省庁といろいろと詰め

をしておるところでございます。あわせまして、第三次の行革審の最終答申が出ております。委員十分御承知のとおり、一年以内をめどにして、総理及び内閣のリーダーシップのもとに地方分権推進基本法のものをつくりなさい、つまり、国と地方の基本的なあり方を本格的に、抜本的に踏み込んでひとつ考えなさいということが出ておるわけでございまして、これは石田総務庁長官のもとで、来年の行政改革大綱の中に入れ、これは予算も若干絡む話でございまして、それをもっていこうというのが大きな流れだと思っております。

そういう中におきまして、国会も、御承知のように、衆議院、参議院におきまして分権の決議を憲政史上初めてなさり、かつ分権の委員会もあるわけでございまして、そういったところの質疑を十分通じながら、これは行政改革にかかわる話でございまして、委員各位のお話を十分聞きながら進めていくというのが全体的な流れだということに考えております。

その際、言うまでもありません、権限だけではできないわけでございまして、これは財源につきましても、あるいは後から御質問があると思いますが、俗に言う人間といましようか、人材と申しましようか、この三位が一体になって初めて地方自治というものが活力ある、住民に支えられた、本当に期待を持たれるものになっていくのだ、こういう基本的な考え方で臨ませていただきたいと思っております。

○蓮実委員 地方分権の観点から大きな期待が、パイロット指定ですが、十五団体が指定にかけられておりますので、中途半端に終わらせないようにはひとつよろしくやっていただきたいと思っております。

私は、地方分権を実施するには、それを受ける側の地方自治体の足腰を強くする必要があります。うふうに思っております。市町村が権限をもらって、それに振り回されて、そして、権限を与えると思われれば大変だ、こういう心配があると思

いますが、自治大臣はどうお考えになっておるか、お答えをいただきたい。

○吉田(弘)政府委員 地方分権の推進は、今委員御指摘のように、今各方面からその推進をすべきという要請が非常に強いわけでございまして。私ども地方自治関係者も年来の主張でこれを言ってきたわけでございまして、最近特に各方面からこの声が出てきておるわけでございまして。国会におきましても、先通常国会で「地方分権の推進に関する決議」ということもなされたわけでございまして。

問題は、地方分権をした場合に、地方団体がきちつとその権限を公正、公平に実施し、地域の振興ができるかどうかということでございますが、御案内のように、既に地方自治制度が戦後できまして、からもう四十年経過しているわけでございまして、そういう中で地方団体の能力あるいは人材もかなり育成されてきておりますので、その辺はきちつと対応ができるものというふうに考えております。

なお、最近、地方団体でいろいろ不祥事が出てきておりますが、このことは先ほど大臣からもお答えをしたとおり、地方分権の推進を言われている今、こういうことが出てきたということは、もとに残念なことではございまして、こういうことがあつてはならないということで、それぞれの綱紀粛正については、既に自治省としても次官通知でそこをよく要請をしているところでございまして。

○蓮実委員 地方自治体にとつて、今お答えがありましたけれども、何が一番必要かという、国から渡された権限を正しく公平に運用する執行体制を持つことだと考えておりますが、どうでしょう。

今の地方自治体にとつての悩みは、その執行体制を担う優秀な人材が必ずしも十分ではないというところに心配があるのではないかと、例えは国では国家公務員の試験、県では地方公務員の試験を経てやっておりますが、市町村のレベルでは実際にはどうなのか、受験者はどのくらいいるのか、

自治省はこれに対してどう指導しているのか。例えば情実で採用していることになる、町村が弱体化したものになる、そういう心配があると私は思っております。お答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 蓮実委員言われますように、そういう意味で、どこまでとは言いませんけれども、比較的大きい自治体はかなり人材がそろっている。これは、自治省との交流もあり、県と市町村とのいろいろな人事交流等もございします。

それから、蓮実委員御指摘のように、人材というのは私も非常に重要だと思っております。もう時間がありませんから細かいことを申しませんけれども、御承知のように、全国規模の自治大学校がございしますし、あるいは全国の市町村の共同設立でやっております財団法人の全国市町村振興協会、それから昭和六十二年から市町村職員中央研修所、平成五年度から全国市町村国際文化研修所というところで、いろいろな格好で、自治省としてもその人材を育成するためにいろいろと努力をしておるところでございします。

ただ、今蓮実委員言われましたように、私たちも情実でいろいろな格好で入れているというのを耳にしないわけではございませんので、そのあたりにつきましても公務員部長の方から補足して答弁をさせていただきます。

○鈴木説明員 地方公共団体の職員の採用に当たります、今、都道府県におきましても市町村におきましても、大体試験採用という形で採用が行われてきております。また、市町村では、共同で採用試験を行うとか、同じ場所で行うなどして優秀な人材の確保に努力をいたしているところでございます。

○蓮実委員 そう言われますけれども、中央官庁と違って、力不足の市町村はお互いに力を合わせてやらなければならないのではないのか。あるいは人材不足ということで安易に中央から人を持つてくるということでは地方分権の看板倒れになりますから、私は、今お話しのように、問題はどうか

やって地方自治体同士の協力を進めるかにかかっていると思ひます。

今までは、人材確保という、効率的な執行体制ということで、一つの方法として市町村合併が進められてきたと思ひます。この市町村合併は最近どうなっているか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 市町村合併の最近の状況については後で担当に答えさせていただきますけれども、先ほどの中で、再来年の三月、平成七年の三月、御承知のように市町村合併特例法が時期を迎えるわけでございます。したがって、今の市町村の受け皿、総理の言葉で言えばサイズと言われますが、それでいいのかどうなのかというのは、地方分権の中でも非常に重要な要素だと私は思っております。

既に自治省の中で、ちょっと長つたらしい名前なんです、市町村の自主的合併の推進方策等に関する調査研究委員会というのをこしの六月からつくりまして、市町村合併のあり方、もちろん自主性、自律性ということを重んずることは基本でございますけれども、今後の地方分権という中におきます市町村の合併のあり方というものについて今研究をしているところでございします。

なお、最近の合併の状況につきましては担当から答えさせていただきます。

○吉田(私)政府委員 合併の基本的な進め方につきましては、今大臣からお答えをしたとおりでございます。

最近の合併の状況がどうなっているかということについてお答えをしたいと思います。

最近十年間について市町村合併がどうなっているかということにつきまして申し上げますと、この十年間では全部で十七件の合併がございします。

合併には、御承知のように、編入合併という方式と新設合併という方式がございします。編入合併は、一つのある市町村がほかの市町村を編入するという方式でございしますし、新設合併は、市町村同士が対等な形で合併をして新しい団体をつくる

という方式でございしますが、この十七件のうち十五件が編入合併ということでございします。二件が新設合併ということでございします。こういうような格好でこのところ合併が行われてきているところでございます。

○蓮実委員 十年間で十七件ということですから大変少ないのではないかと思います。一体これは何だと考えているのか、それから、地方分権推進という新しい観点から市町村合併をもう一度考え直す必要はないのかどうか、新しい観点に立った新しい工夫がでないかどうか、そう思っております。その点に關してまたひとつ自治大臣から。

○佐藤國務大臣 蓮実委員もよく御承知のように、現在の市町村の合併の特例に關する法律というのは、合併に対して中立的という表現がいいのかどうか分かりませんが、例えば、合併した場合の議員の任期の特例とか、こういう、合併を促進するわけでもない、促進した場合にはこういうこととすよという、特例という形になっておるわけでございます。

ただ、蓮実委員御指摘のように、それでいいんだらうかという御意見も十分ございまして、先ほど申しました、自治省の中にそういった委員会をつくつていただき、何度かいろいろな意見を聞いておりまして、再来年の三月までには一つの方向性というものを提出していかなければならぬ、こういうことで今取り組んでおるところでございします。

○蓮実委員 現実的に、市町村の業務というのはこれからはますますふえるのは事実であります。環境問題や高齢者福祉問題、外国人労働者等新しい問題が次々と起きてくるのです。それで、これからの問題をうまく処理するためには、今の市町村ではとても手に負えないのではないかと思ひます。例えば外人の言葉が通じないとか福祉に金がかかり過ぎるとか、市町村は悩んでおります。合併法制定の当時と比較して、こうした新しい行政需要をいかに処理するかの体制を今お考えになっているのかどうか、お答えをいただきたい。

○吉田(私)政府委員 合併につきましては、昭和二十八年のときに町村合併促進法でかなり積極的に合併が推進されたわけでございしますが、それが一段落をいたしまして、その後は自主合併ということであるわけでございします。市町村がそれぞれ合併をしたいという場合に合併をするというような方式で来ているわけでございします。それで、その自主合併をしやすく、円滑に行うことができれば、これは合併特例法というのが現在ございまして、これはいわばニュートラルな格好で出てきております。

この問題をあとどうするかということにつきましては、今大臣からお答えしたとおり、研究会をつくつていろいろな方策について検討していこうということになっていくわけでございます。そこで、これから合併を進める場合には、強制的に合併ということとはなかなかできるようなことではないと思ひますが、あくまでも自主的な合併を進めていくということ、合併をしたいというところはそれが円滑にいかにいろいろな方策を、手だてを考えていかなければならないということ、今研究をしているところでございします。

また現在、確かに市町村の区域を越えて日常的な生活圏とか、広域化しておりますので、これらについては既に広域市町村圏という格好で対応もしておりますし、また、事務の共同処理という意味では、一部事務組合制度もございします。さらには、先般、地方制度調査会から広域連合制度というのも答申をいただいておりますので、これでもできるだけ早く法制化をしてまいりたいというふうに考えております。また、人材等の育成についても、それぞれ市町村が単独ではなかなかできない場合、研修は県の研修所で行う市町村の人材の育成、研修も進めているということ、そういういろいろな総合的な施策を進めながらそれぞれの市町村が地域の振興に重要な役割を果たすことができるようにしてまいりたいと思ひます。

○蓮実委員 私は、自主的な合併というのはなかなか

なかな難しい、よほど魅力ある誘い水を国が加えないとだめだと思っております。

その前に、地方分権を受け入れていくための人材を確保するという観点から、郡という単位を重視すべきではないかと思えます。今余り関心がなく忘れられている単位だけれども、よく見ると、郡はなかなか合理的というか、昔からの知恵に加えて、社会的な環境の変化があっても対応できるまとまりではないかと思うのであります。郡という単位をどうお考えになっておられるか、お答えをいただきたい。これは、今審議されている選挙制度改革の小選挙区の区割りにも大いに影響があると思えます。お答えをいただきたいと思えます。

○佐藤国務大臣 郡というのが法律に出てくるのは公職選挙法だけだそうでございますが、郡も地域地域によると思うのです。一つの一体性を持ったところがあれば、郡の中の町村が隣の市町村に合併してしまつて、極端な話、一郡一町というようなどころもあるわけでございますので、一概には言えないと思えますが、いずれにしろ、今吉田行政局長からもお話がございましたように、必ずしも郡という新しい行政区をつくるということではなくて、今一部事務組合あるいは何々協同組合という形でかなり広域に仕事をやるように効率化をしつたりということをいろいろ考えておりますので、そういう中で考えていけばいいのではないかと。

御指摘のように、郡というのは歴史的にも社会的にも一体化をしているところが残っているわけでございますから、その辺も含めて広域行政圏ということで対応していくことではないか。

というのは、運実委員自身も言われましたように、今の市町村の三千三百というあり方がいいのだらうかということも本格的に議論しておりますので、その中で私は消化をしていく。大体言わんとするところはおわかりかと思いますが、審議会で審議していただいておりますので、それ以上私は踏み込んではいけませんけれども、そういう中にひとつ消化をしていただくことではないか。行政改革の折に、新たにまた郡とい

うのが何らかの行政的な単位となっていくことは、行政を複雑化していくことにつながっていくのではないだろうかというふうに考えております。

○運実委員 地方分権を考える際に、もう一つ忘れてならないのは財政問題だと思っております。来年度予算に向けていろいろ地方財政計画が検討されていると思うが、幾ら地方に権限を与えようとしても、金がなくては何もできません。今のうちに国中心の財政で、地方は三割自治と言われているように、いわば国のおこぼれでやっている、こういうような実態は少なくとも改めないといけません。この点、政府はどうお考えになっておられるか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○湯浅政府委員 地方自治が真の地方自治として発展していくためには、その地域の方々がその経費を負担する、そして行政を執行すること、これが最も望ましいことではないかと思えます。

そういう意味では、まず、地方自治体を地方自治体として健全に育成するためには、独立の地方税源というものが欠かすことのできないものであるというふうにご考えているところでございます。権限の付与もさることながら、やはり財源の伴わない権限というものはこれは絵にかいたもちになつてしまつたというおそれがございますので、まず独立税源というものを充実していくということが一番重要なことだと思えます。

ただ、我が国の中でも経済力というものの相格差がございますから、地方税のたくさん収入できるところとできないところはどうしても出てまいりますから、それを補完する意味で、財源調整制度であります地方交付税制度というものを地方税制度と併用しながら、補完させながら充実させていくということが地方自治あるいは地方分権を進めていくための一番の重要なことだというふうな私にも理解いたしております。

○蓮実委員 財政についてお聞きしたいと存じますが、政府税制調査会が十一月十九日に出した答申によりまして、「地方税のあり方」とわざわざ

一章を立てておりますが、この答申についてどうお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思えます。

○佐藤国務大臣 審議をお願いした、そこから出てきた内容についていろいろと批判めいたことを言うのは何かとは思いますが、委員お読みになられましたように、そこに書いてあるのはほぼ現状のことが書いてあるものでありまして、これは行間からも読み取れないという不満を私は率直に言つて表明をさせていただいております。

独自財源につきましては、地方消費税の問題についても、先ほど触れましたように消費税のあり方そのものと並行していくことで、地方分権というときには、言うまでもなく背後に財源がついていなければできないわけでございます。そういつた意味で、私は率直に言つて突っ込みが足りないのではないかと思っております。

ただ、御承知おきだと思いますが、先ほど総務委員も地方の単独事業の質問がございましたけれども、昭和五十年と平成三年度を比べますと、地方の単独事業というのは、昭和五十年のときには約三兆三千万だったわけでございます。それが今や、平成三年度の場合にはざつと五倍、十四兆六千億というところで、例えば、地方の、市町村の道路とか街路とか公園とか文化、スポーツ、こういったものは、いわばその首長さんのかんりの、もちろん議会の了承を得てでございますけれども、意欲によってそれが実現をするということで、過去先輩の方々が築いてくださったこの地方単独事業というものが大変大きくなつてきたことは、地方自治という本旨にもとるものではない。

ただ、先ほど触れましたように、本来安定的な、景気に余り左右されない税源であるべき、我々の一番身近な生活にかかわるものが一割しか直接税がないというこの税収構造というのは、これは変えていかなければならぬ。額もそうでございますが、税のあり方そのものについてもさらに踏み込んだメスを入れていかなければならぬ、こうい

うふうに考えております。

○蓮実委員 税調答申によると、いろいろ意見が出されて、提起があるわけですが、国民の関心が強い地方消費税について政府の考えをお聞かせをいただきたいと思えます。答申は、地方自治の本旨とも絡むので十分に検討するよう求められておりますが、どう考えておられるのか。

また、地方消費税を新設してほしいという意見がかなり強いのです。八九年の税制改正で、地方税制がかなり制限されてしまつております。ただでさえ地方の景気は落ち込んで、各自自治体も苦勞しているはずであります。やはり、独自財政をつくるべきではないか。現在の消費税の約二〇％が消費税として分配されているようですが、これでは地方の財政にはスズメの涙であります。どうしようもありません。やはり、地方自治体が独自に徴税して、自由に使えるようにしないと、地方分権もおぼつかなくなるのではないかと思えますが、いかがお考えでしょうか。

○佐藤国務大臣 今、何兆円の所得税減税ということが言われております。では、所得税だけでいいのか、住民税はどうするのかという問題に必ずしもその次に発展してまいります。その際に、一体、では住民税を減税する、住民税という本来地方自治体におきます会費と申しましょうか、そういう性格を持つていようものの課税最低限を上げることがいいのかというような問題、これもさう、減税というときには、住民税の減税をどうするか、当然のことながらかわりの財源をどうするかというところにつなげてくるわけでございます。事は非常に重大であり、また非常に急を要することだと思っております。

さらに、地方分権の中におきます長期的な財源ということにつきまして、これから高齢化社会を迎えることもありますし、あるいは公共的事業というものをふやしていかなければならぬという財政需要が非常に大きくなつてくるわけでございますから、さういつた意味では、安定的な独自財源というのはぜひ必要であると思っております。

ただ、その際に、国民の世論からいきましても、だからといって、では直ちに地方消費税にいくかどうか、これはもう少し議論が要るのではないかと考えておるのです。というのは、消費税そのものが、逆進性の問題、益税の問題あるは二、三、まだいろいろと消費税そのものに問題があるわけでごさいます。簡易課税の問題とか、あるいは使い道が今のような格好でいいかという問題があるわけでごさいます。

消費課税を地方消費税に移すということは、それはそれなりに、住民が自分も納めているもので地域を負擔しているんだという意識を持つこと、このことの効果というのは税理論として当然あり得るだろうし、そういう意味の議論が残念ながら税調では余り議論されてないものですから、今私の言える範囲内は、いづれにいたしましても、地方分権という問題と地方が独自の財源を持つこととは絶えず一体で考えていかなければいかぬし、今の税収構造は、間接税が少な過ぎ、これは安定的な財源という角度からいっても問題があるねということが現時点で言えることでごさいます。

○蓮実委員 政府は、地方自治体の生の声にぜひ耳を傾けていただいて、しっかりとやっていただきたいと思ひます。

これでは質問を終わります。

○栗屋委員長 佐藤剛男君。

○佐藤(剛)委員 佐藤自治大臣、昨日、私、予算委員会での米の問題を、私ガットの議長をやっておりました経験にかんがみましてお話しさせていただきました。私は、佐藤大臣の卓越なる政治歴に敬意を表しておりますし、明確なる発言に深く尊敬しておるのではありませんが、昨日の御答弁については全く不満であることを申し上げさせていただきます。また明日やりますから、急遽三十分やらせていただきますので、ひとつ。

実はきょうも私のところには、私は福島なんです、福島の議会から要請文というのが出まして、米の問題等出ています。恐らく大臣のところには、

各県から、各市町村から上がってまいるし、また今後来るのじゃないかと思っております。ひとつ、そういう重要な問題につきまして、卓越した政治歴をお持ちの大臣の御手腕を期待いたします。

委員長、私はきょうゼネコン問題についてちょっと質問いたしたいのでございすが、お許しを得まして、英国の公共事業法を配らせていただきますと思ひます。これを参考にしながらお話をさせていただきます。

私が問題提起いたしますのは、一つの具体的例で言いますと、例えば宮城県の仙台市におきまして、今ゼネコンの六社、指名停止になっておりますが、そういう指名停止が行われますと、これが全国的な市町村に波及するわけでありまして、私は自分で調査したのでありますが、今全国市町村の数千二百三十五だと思ひますが、その三千二百三十五の市町村の中で、佐藤大臣、どのぐらいのパーセントこの六社が指名停止をされておるといふ御判断がございすでしょうか。

○佐藤國務大臣 私も新聞のかなり隅々までいろいろな格好で見、また自治体の名前が出てくると、またゼネコンのいわゆる汚職の問題等が出てくると、かなり注意をされているつもりでございすが、ちょっと数字まではわかりませんので、吉田行政局長の方から答弁させます。

○吉田(弘)政府委員 各地方公共団体の指名停止の状況でございますが、指名停止につきましては、それぞれ地方団体がそれぞれ指名基準なりあるは指名停止基準に従って判断をされているわけでごさいます。多くの団体がこういう不祥事に關連して指名停止をされていると思ひますが、私も正確な数字をつかんでいないわけでごさいますので、お許しをいただきたいと思ひます。

○佐藤(剛)委員 私はこういうことを申し上げて、何も知識がどうのと言うのじゃないのですが、私が調べましたら、こうなんです。

某社の状況ですが、それが一つのところで指名停止になりますと、自治体、都道府県四十七、こ

れは指名停止になってしまふ、それから市町村は合せて五百二十が指名停止になりまして、都道府県と市町村を合すると五百七十。五百七十といふと、市町村の数は三千二百三十五としまして約二割、これがオフリミットになってしまふ。自治大臣、こういう状況をよく御理解されておるか、私はこういうことを問題提起したいわけでありまして。

それは地方公共団体だけじゃないのです。国の機関を例にいたしますと、中央官庁というのは、例えば建設省の管轄部であるとか、仙台の場合でいいますと東北地建、東北地建だけじゃなくて関東地建もそうなるでしょうし、北陸地建、中部地建までいってしまふ。あるいは運輸相の航空局、海上保安庁、農林省関係、林野庁の営林局、それから防衛庁の施設庁、厚生省の社会保険庁、こういうものもろのところで、それから、事業団でいいますと、道路公団を初め水資源開発公団なり地域振興整備公団なり、全部なってしまふ。

しかも、東京の武蔵野市が二年間指名停止になってしまふ。これは仙台市とどういふ関係があるのですか。しかも、ガサが入りました、検察庁の捜査が入った瞬間に……(発言する者あり)ちょっと黙って聞いていなさい。そういうことになつたときに全部がそういう形でいってしまふというところは、一体この根拠は何なのか。私は、国とか国の機関についてはまた別途の機会にお聞きいたしますが、自治省は少なくとも三千二百三十五の市町村について、例えば条例でやっているとか、あるいはそれぞれの市町村は何でやっているとか、こういうことをまずお聞きしたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 これは佐藤委員御承知のように、地方自治法の施行令百六十七条の十二で、「普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加せようとする者を指名しなければならぬ。」これは指名入札の場合でございす

けれども、これに基づいて、簡単に言えば、指名するもしないもその自治体の長の権限ということに根拠を置いているというふうに理解をしております。

○佐藤(剛)委員 根拠はわかるのです。根拠はわかるのですが、今の各都道府県あるいは市町村のいろいろな汚職の構造なりなんなりを見ていくと、一体どこにそういう問題の原点があるのかというのを私は問題意識としてとらえているわけでありまして。

行政局長、今大臣はそうおっしゃっていますが、その根拠はわかるのですが、例えば武蔵野市、私は前に質問を聞きにこられたときに武蔵野市だけは調べておいてくださいということを行いましたので、せめてそれについて、関係のない武蔵野市は一体何の根拠に基づいて二年間なら二年間やっておるかということについての御答弁をお願いしたい。

○吉田(弘)政府委員 指名停止についてでございますが、これは今大臣からお答え申し上げたとおり、その根拠は、地方自治法並びに施行令によつて長の権限とされております。しかし、あくまでもその指名なり指名停止ということについては、事柄の性格上、公平、公正に行われるべきことは当然でございす。したがって、各地方団体は、それぞれその手続につきまして基準なり内規なりを設けてやることが望ましいわけでごさいます。

ただ、この指名停止の措置ということでごさいます。これは有資格者が贈賄等の容疑で逮捕された場合、そういう場合の当該業者などは、一般的な社会通念上やはり公共工事の契約の相手方として不適切であるということから、一定期間指名の対象外とするということになっていましてございす。そういうような趣旨からいいますと、これは贈賄罪が確定した場合だけでなく、あるいはその当該団体の契約に關して起こつた場合でなく、ほかの団体であつても、そういう指名停止はできるということだろふと思ひます。国の要

領においても、そういうような格好になっているわけでございます。

具体的にお尋ねがありました武蔵野市でございますが、武蔵野市は、市の指名停止に関する内規がございまして、それに従って指名の停止をしている。この内規では、役員が贈賄で逮捕された場合には、九カ月から二年間の期間の指名停止ができるというふうになっていると聞いております。

○佐藤(剛)委員 お調べいただいておりますが、どうございました。事実、そうなんです。二年間となっているのです。

それで、法律論を言うのじゃないですけども、贈賄罪、収賄罪というのは、渡す方ともらう方、これは必要の共犯なんです。そうでしょう。例えば仙台市の方は市長さんが争っている、あるいは宮城県の方は市長さんが争っている。これは土木部なり市の土木部長なりなんなりにとっては自分の親分ですね。ところが、親分さんのところを物を渡しましたという贈賄のA社にガサが入りますと、とめてしまおうわけです。あたかも自分の親分はもらいましたよという話なんです。そう思いませんか。本来ならば、それは必要の共犯というのですが、贈賄だけの犯罪なんてありはしない。

出したからもうというところで、これは刑法の一つの基本なんです。そういうことが今なされている。何だかおかしいでしょう。親分がまだ認めていない、何もしていないときに、逮捕だけで、ガサを入れただけでとまってしまうのです。それが関係のない武蔵野市まで行ってしまう。

それで、私は英国のこれを出したのです。これは僕は建設省にも、建設業課長にもよく勉強のために来てくださいますと、お配りしておいたのですが、これは英国法です。お配りしておいたのは、英国の契約の中に、私は線を引張ってお渡ししてあります。この英米法がなくても私は申し上げますが、ハズ・ビーン・コンピクテッド・オブ・ア・クリミナル・オフ・フェンスなんです。刑法の中においてコンピクテッドというのは、英米法で有

罪判決を受けている者をコンピクションというのです。単に逮捕されて、アレストされたらあるいはサスピションを受けている者はやらないのです。こういうものがきちんと法律で出ているのです。

それが内規だのなんだの、しかも武蔵野市が何々がそういうふうな形で行っているという根拠がはつきりしていないさ過ぎるのじゃないかということをおし上げたい。そういうものについて二割のものが、大臣、よくお聞きいただきたいと思うのです。(発言する者あり)よく聞いていない。日本のことは外国のことがわかってからお話するので。まあお聞きなさい。

佐藤大臣にお伺いしますと、そういうものになっておる。そういうふうなことが単に内規であるということであるから、例えば天の声があつて、そのころの市長さんが、それをやめろ、あつちへ行けということになると、とまっちゃうわけですね。この不景気のような状況の中において、ゼネコンさんなりなんなりというのは各市町村の市町村長あるいは知事の方の顔を眺める、こういうところの根本はこういうところにあると大臣は思われませんか。

○佐藤(剛)委員 私は必ずしもそうは思わないのであります。やはりこれは、何といつても公共事業というものは、皆様の税金である公金の支出でございますから、その意味では極めて透明性高くやるべきまづ性格だと思ふのです。

私も、実は選挙法を長くやってきたものですから、佐藤委員言われますように、まだ犯罪だというふうには確定していないのに確定したかのごとくして、そういう措置をする。つまり入札に参加させないというのはおかしいではないかというの、一面では法律論として私もわからぬわけじゃないのです。長いこと実質は買収供応問題を私も公選法でやってきたことがあるものですから、その意味、その部分だけでわからないわけじゃありません。しかし、今局長からも答弁いたしましたように、公金の支出という、そこで不正があった

場合には、いわば税金の詐取という言葉が法律上いかにどうかかわりませんけれども、やはりそこで極めて厳しくする。

武蔵野市の例を挙げられましたが、武蔵野市民から見ると、やはりどこかの地方自治体でそういうようなことがやられて逮捕されたというその会社をもつて自分のところの何かをつくるということについては、やはり一般社会通念上、契約の相手方としてはこれはどうも不正がある可能性を持つていたのではないかと。この際別の業者にするという首長の判断といましようか、それは、先ほども申しましたように、根拠としては施行令に書いてあるわけでございますけれども、首長としてなるべく工事の透明性とか公開性を高めたように市民の側に理解をしてもらおうという意欲のしているわけでありまして。

逆に言いますれば、これは実は期間が決まっておらないで、二カ月ぐらいというのが随分新聞で見ると、二カ月ぐらいいじや、これは、ちよつとまた首長と業者とが話をして、ちよつと後ろにずらせばすぐ資格がまたできるじゃないかという御不満を言われる方もあるわけでございます。

そういう意味では、結論をちよつと先に言っちゃいますと、先ほどちよつと触れました建設省との、中央建設業審議会の中においても、一体どういう場合に指名入札をさせないんだ、どういう場合にさせるんだとかいうような、その指名の基準というが、指名停止の基準というものをもう少し全体的に公に決めた方がいいんじゃないだろうか、二年が長い、二カ月が短いということも含めて、この指名なり指名停止の基準というものはつきりした方がいいんじゃないかということ、建設省と一緒に中央建設業審議会の中で議論していただいて、年内にはその答申が出るというふう聞いておりますので、この際に、私は法律論としてわからないわけではございませんが、公金の支出という面からいいますと、これはやはり社

会通念上これの方が納税者の理解はより得られるのではないかと。ふうに私は考えます。

○佐藤(剛)委員 日本には罪刑法定主義というのがあります。すべて法律に基づいて罪というものはなされなかならぬ。それから憲法には、被告人というものは判決を受けるまでは無罪と推定される。これは大臣御存じだと思う。そういう形であります。

それで、こういうことからいって、根拠が非常にあいまいである、内規であるとか何とか。この際にきちんとしたようなものを地方公共団体、市町村、そういうものについて私は、国の今審議会のお話というのがありますが、そういう面でもよく法律的に一つの基準を、英国法においてもあるのだから、こういうことを一つの参考にして、このゼネコン問題というのをきちんとやらぬとけじめがつかぬぞということの一つの気持ちから、こういう問題の提起をいたしておることを御理解賜りたい。よろしくお願ひします。

それで、これに関連しまして、大臣、川島武宜先生という東大の社会法学者、この先生と渡邊洋三先生というのがこういう本を出しているのですよ。「土建請負契約論」、これは僕は想定問答をとりて来られた方に見せなかつたのですけれども、日本評論新社というところですよ。

これはぜひお読みいただきたいと思うのですが、この川島先生は、社会法学的にこの議論をやっているのですが、国、地方公共団体の請負契約、ゼネコンだのとの請負契約というのは非常に片務性が強い。片務性というのは偏る、片ですね。双務性じゃない。双務契約になっていない。

それで、彼はこういうこともはつきり言っているのですよ。国とか地方公共団体がやる契約というのは、今は大分よくなりましたけれども、「……スヘシ」何々すべしという、ちよつと警察庁だあるいは税務署だが、片仮名でいいますとそういう「スベシ」になっていったのです。それで、片つ方の義務の方、国側がやるものについては、例えば、代金の一部を支拂うことがあるかもしれ

ない、「アルベシ」というのです。それから、損害賠償をしてやることもあるかもしれない、こういうのがずっと明治時代からの片務性の言葉として出てきているのです。

この先生は、この本の中の二十ページにずっと指摘しているのです。例えば地方公共団体、国がやる場合に、例えば国あるいは地方公共団体が契約を解除したときは「相当と認めらる賠償スルコトアルベシ」というのです。しないかもしれないよというのです。そうなんです。ところが、片つ方には、請け負った方のゼネコンなり建築業者のときには、何々期間内に保証金が不足したときには「納付スベシ」、こう書いてある。それから、何か傷つけたときには一定の期間内に「原形ニ復スベシ」、こうなっている。「ベシ」と「アルベシ」なんです、違いが。片つ方は、かもしれない。この思想が延々と流れてきてまして、最近では公共工事標準契約款といつて中央建設業審議会が、かなりよくなっているのです。両方の契約条項を見ますと、ところが、その精神が、先ほども申し上げましたが、一とこでやりますと、米国の南北時代のカウボーイみたいな、カウボーイでウオントッド、お尋ね者が来ますと、だだだあつと全部お尋ね者になっちゃうわけですよ。二割の市町村がなっちゃう。こういう現実が、私はいかにこの日本の法治主義国家としては解せない問題なんです。

大臣、どのような所感をお持ちになるのか。私はその本なりを大臣に差し上げてあれしたいと思つておるのですが、こういうことを川島先生という東大の法社会学の先生が、日本に潜むこのゼネコンの体質、まあゼネコンという昔は電話一本と机があつて、それで人入れ稼業みたいなものであつて、それでやつてきて、そして集めてやつたところからスタートしてくるわけですよ。しかし、今大建建設業をやっているのは、五十万人の人たちがそれで食っているわけですよ。五十万人食つていて、GNPの二割近いもの、国家予算七十兆兆ていいますと、七十一兆ぐらいていいますと、八

十兆円ぐらいのものを上げていくわけですよ。

そういうことを考えてみると、やはりこのすす野というのは非常に大きいのです。景気対策のときでも重要なんです。ところが、今ゼネコン初め、スーパーゼネコン五社ありますが、その下の方の人たちのいうのは、いつかうちの取締役がやられるのじゃないか、何かガサが入るのじゃないか、こういうふうな心配だの何だのして、契約する方の、発注する方は、もし何か事があるならばそれを返上してくださいなんていう念書まで出すところがある。こういうのがこのところの数年間のこの平成恐慌みたいな状況の中に起きているという現実を私は直視していただきたい。

私も政府委員をやつてきた男ですから、その国を思い、何を思つていくかはよくわかるわけですが、その点において自治省の指導力というもの、一つの全体に対する方向づけ、こういうふうなものには極めて重要なものだと思ひます。佐藤自治大臣、ひとつよろしく御所見を承りたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 日本のゼネコンが技術的にもかなり高いレベルで世界的にいろいろ大きな仕事をしています、そのこと自体は私も否定をするものではないと思ひます。ただ、佐藤委員御指摘のように、武蔵野市で二年もやるのはこれは厳しいじゃないかという状況の中でも、残念ながらこれだけゼネコン汚職というものが、もう我々も一千万単位なんというのには麻痺してしまふくらいいろいろ出てくる状況にあるということの方が、むしろ私は非常に恐ろしさを実は感じておるわけでございます。

佐藤委員御指摘になりましたけれども、例えば地方自治体でも、九月末で七八・何%という七五%以上の契約率を上げていたというところも、国も、その意味で、確かにゼネコン上位五十社をとつてみますと、仕事の量は減りましたけれども、しかし契約率というものは国が目標としたものを達成しているということで、幸いゼネコン汚職によつて景気そのものにまで影響はしていないとい

うふうには私は理解をしております。なぜならば、毎月毎月、これは執行の状況を関係者で突き合せておるからそういうことが言えるのであります。

いづれにいたしましても、イギリス法との関係という問題になりますと、これはむしろ建設省でいろいろ御研究をいただかなければならぬのであります。先ほど触れましたように、指名基準もあるいは指名停止基準もまちまちではないか。それから、あるところによると、社長なり重役が捕まるとこれだけの範囲、指名停止です、課長ぐらゐですとこのぐらいの指名停止ですというようになってきて、それから長さも、先ほど言いましたように二年から二年月というふうにみんなばらばらになっておる。これも果たしていいことかどうかというところで、先ほど申しましたように、建設省の中央建設業審議会の中で指名基準及び指名停止基準の基準の策定及び公表を行うことというところで、今研究をさせていただいて、全国的にひとつ統一したと申しましようか、やはり一定の基準はつくらなきゃいかぬのではないだろうか。その際、私が先ほど言いましたように、二月月くらいでどのくらい効果があるのかというふうなことにいつての答えも出てくるのではないかとこのように思つております。

いづれにいたしましても、ゼネコン汚職という大変国民に政治不信そのものを起こさせたものを、もちろん先ほど言いましたように、トップに立つところの執行の厳正、あるいは公務員としての基本的なあり方を忘れているということから発するわけでありまして、制度面においてそんなことが許されるようなことは一〇〇%私試していきたいというところで、我々としては臨んでいきたいというふうに考えております。

○佐藤(剛)委員 ただいま大臣、執行率の問題を述べられたのですが、それは恐らく都道府県の集積なのだろうと思ひます。市町村の関係というのは、自治省やられましたか、公共事業の施行率、市町村三千二百三十五の部分について。

○佐藤国務大臣 さすが佐藤委員でございます。私、私はそこで、何月からだつたか、せめて、まずことは政令市もやつてくだされ、政令市の執行状況はどうなつていますかと。市町村はなかなか数が多くて大変なものですからまだできておりませんが、ただ、全体的にいろいろ聞くと、御承知のように市町村の場合には地元建設業者を使う例が、やはり地域振興を言う面もあつて非常に多いものですから、そういう意味では、県レベルと遜色があつて一般市町村は非常に執行ができておるというところは、余り私の耳に入つてきておりません。

○佐藤(剛)委員 時間でございまして、本件についてはいろいろ申し上げたいと思ひますが、一つ最後に申し上げたいのは、市町村の全体ベースの発注状況、これは市町村というのは非常に金がない部分がありますから、それで県と比較にならない。御承知のように自己負担部分というのがないで、そういう点でございまして、その点は私はちよつと見解を異にしていますので、その実態をお調べいただいて、そして突き合せて上でお話をさせていただきたい。宿題としまして、自治省の方にお願ひしておきます。

それからもう一つは、先ほど申し上げました請負契約の片務性、これは私は、江戸時代から来ているのだらうと思ひます。日本、法社会学の川島先生が言っているくらいです。そういうこと何々から始まつている話なんです。そういうことの体質が、今の各市町村、お上は物をやっているのだ、ゼネコンじゃなくて普通の建設業者がいただいておるのです。下賜されているのです。こういう精神構造に今なつておる。契約自身は前のようになすべし、あるべしから双務性というように改善はされておりますけれども、実質はそうではないというところが、今一つの例として申し上げましたが、一社がなると約二割にわたる市町村があり、そして国がなり、事業団が横並びになる、こういう問題意識は、我々やはりその原点に返つて考え直していく必要があるのではないかと。

そういう場合において、私が提示しました英国法というののも一つの参考にしていただきたいし、建設省もその中で勉強していただきたい、かようなことを申し上げまして、私はここで、時間になりましたので打ち切らせていただきます。

また、私は、先ほど連実代議士がおっしゃっていましたが、郡の問題について、一つの郡を強化することによって、受け皿になって、しかも郡の中で、大体、郡というのは五つぐらいの町を持っているのが通常でございます。町村を持っているのが常様でございます。というのは、今の各町村の平均当たりの予算額を見ますと、四十億円ぐらいの非常にわずかな形で、それでは本場の地方自治というのにはやっていけない部分があるのではないか。そういう意味で、これは郡の中で助役以下の人事交流を行っていく。

町村長の選挙があるから、私は合併の促進が進まないのだろうと思っているのです。町村長の選挙は当然そのままでよい。郡のA町、B町、C町、D町、E町だったら、A町に入ったら人は例えば十八年なら十八年たったら、人事委員会というのを郡で置いて、そこに登録して、B町の課長になってC町の収入役になってD町の助役になる、こういうやり方でやりますと、郡全体の広域的なことを考えるようになる。

今の広域組合というのは市を入れてしまっていますから。市というのは町村と格差がある。郡の中だけでやりますと、大体生活圏、私の地元の様子を見ても、一時間ぐらいで郡の中の町村間は行き来できます。東京にいますと、官庁に来るには少なくとも一時間ぐらいかかるわけですから。自動車ですと一時間ぐらいの範囲内で人事交流をすることすれば、大体年金がついたところになったら、何もA町にいたってB町のあれだつて、奥さんにとつてはどうってことないわけですから、そういう形で人事交流の方策があるのじゃないかということ指摘して、またさらにこの問題については、将来、当委員会において私の見解を申し述べさせていただきますこととし、

本日は、これをもって終わらせていただきます。ありがとうございました。

○薬屋委員長 穀田恵二君。

○穀田委員 法案に入る前に、補正予算にかかわること若干質問したいと思ひます。

一つは、消防防災整備費が削減されて、十一億ぐらい減っているわけですが、それはほとんどところを削るのかというのを消防庁にまずお聞きしたいと思ひます。

○紀内府委員 答え申し上げます。

今回の消防関係の補助金のうち、その減額の対象としておりますのは、設備整備に係る部分でございます。そのうちヘリコプターは今後に向かつて役に立つ、そしてそれぞれの団体にとつては非常に高額な経費を要するようなもの、それを例外扱いといたしまして、それ以外のものについて一五％の削減をする、こういう形になっております。

○穀田委員 要するに、これを見ますと、消防ポンプ自動車とかはしづき消防ポンプ自動車とか消防団活性化総合整備事業なんかを削るということですね。これは私、消防力の基準に対する充足率の状況は、この間でいいますと若干低下している問題があると思うのです。資料をいただきますと、消防ポンプ自動車、これは低下している。それから、はしづき自動車についてはほんの一分しか伸びていない、こういう問題がありますけれども、これだけ充足率が不十分なのに、どうしてこれを削るのですか。

○紀内府委員 御指摘のように、消防力基準との関係で見ますと、最近若干の低下を来しているものがございします。私どもは、その消防力の基準の充足を図るべき立場から、かねてそのギャップに着目して、市町村においてそういうものの予算化を積極的にやつてもらうように、また、これを推進するため、補助金もこれに力を入れていきたい、このように思っております。

しかしながら、今回の減額につきましては、御承知のような財政事情のもとでございますから、

全体としてやはり節約に協力せざるを得ない。ただし、その際に、私どももいたしますれば、やはり費目の選別は行ふべきであるということで、先ほど申し上げたことの繰り返しになりますけれども、いわば先導的と申しましようか、そういう設備であつて、今後非常に需要が高いもの、しかも各団体にとってみればその経費負担は非常に大きくなるもの、そういうものについてはその節約の対象としないという形でやつたわけでございます。して、財政事情から万やむを得ない措置、このように考えているところでございます。

○穀田委員 ただ私は、大きなお金がかかるという問題とあわせて考えなければならぬ問題は、例えば消防白書を見ますと、国の示す消防力の基準を指針として整備を進めてきたと言いつて、その後、今後における整備方向としては、はしづき自動車、これを第一に挙げているのです。よ、それで、化学消防自動車、ヘリコプターの整備を図るのだと。これは、高層建築の問題も含めて後で触れていきますからそういうことだと思ふのです。だから私は、いろいろあるけれども、これはやはり削つてはならぬというふうに思ふのです。つまり、充足率も満たしていないし、それから今後の重点方向として書いてあることもあるのだから、そういう中身であれば、ほかのものを削るようになれば私はいいと言っているのじゃないのですけれども、これはやはり削るのはまずいんじゃないか。

ついでに言つておきますと、私、消防団の問題もそうだと思うのです。これは、消防団の活性化総合整備事業という問題についても、同じ消防白書で、消防団というのは常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているからということで、消防団の事業をやっているわけですね。しかも、同時にこれは、私は京都なんですけれども、京都市なんかの場合でも、地域に密着したきめ細かい予防活動が実際は火事を少なくしている最大の原因だということ、京都における話し合いを私、してまいりました。

た。そういう意味でいいますと、そのことも同じく指摘しているわけですね。

だから私は、こういう消防白書からしてみても、そして今の充足率からしてみても、そういった内容からすれば、これは削るべきでないのじゃないかというふうに思ふのですけれども、いかがでしょうか。

○紀内府委員 消防関係の予算は、その補助金全体につきまして、私どもとしてみれば、いずれも安全の確保に関する費用でございます。これはゆるがせにできないものであるという認識を持っていくわけでございます。御指摘のように、確かに消防力の基準は逐次充足していかなければいけない領域であるというふうに思ひます。特に今御指摘の団の活性化などという問題は本当にゆるがせにできない話であるわけでございます。

ただ、再々繰り返しますように、年間の財政事情で何か一定の節約をせざるを得ないという場合には、現実の財政需要というものをある程度勘案せざるを得ません。その場合に、私ども、その消防力基準とのギャップなどについてかねて意識を喚起して、そこについてはできるだけ実際に予算化をし、かつ我が方の補助金を使つてもらいたいというふうなやうに思ふわけでございますけれども、残念ながらなかなかそこまでいかないという実情もございします。

したがって、現実にお金を使つていく立場で考えますと、実際に需要のあるところ、そのところに焦点を当てて、そこにとりあえずの力点を置いて、それ以外のところは若干セーブせざるを得ない、そういう判断をしたわけでございます。決してその辺がゆるがせであつてよろしいというふうには思つてゐるものではないと思ひます。

○穀田委員 ゆるがせになつてはならないということは、根本を譲つてはならないということの意味ですから、私は、語法からしてもちよつと、それだと本当に充足するために力を注ぐべきだと思ふのです。

私は何もほかを削れと言つてゐるのじゃない

て、本来、消防庁などについて言うならば、生命と安全、それから財産にかかわるそういうものをやっているところなんだから、ここ全体を削るべきじゃないという意見なんです。私は、そのことを言っておきたいと思うのです。

そこで次は、それはそういうことで私の主張をしておきたいと思うんで、地方財政の問題について移りたいのです。

大臣、今回提案した補正予算というのは、財源補てんの方法として出しているわけですから、一連の経過、この間ありますよね、十年、何年と。ですからこの方法は、はつきり言って、この間のあれでいいますとベストですかベターですか。

○湯浅政府委員 今回の補正予算におきまして、交付税の減額が国税の減収ということに伴いまして出てきたということでございまして、地方交付税というものが国税の一定割合にリンクされている以上は、国税収入が増加した場合にはプラスに働きますし、また減収になった場合にはマイナスに働きます。これを処理するというのが地方交付税として当然やらなければならぬことでござい

ます。

今回の場合には、従来プラスのこともございまして、マイナスのこともございまして、そのマイナスが非常に大きいということでございまして、そのマイナスの大きいものにつきまして、現段階で地方交付税の総額を減らすということが果たしてできるかどうか。八月末には普通交付税も決定をしているわけですから、現段階で地方交付税の総額が減ったから各自治体から返していただきたいということ、これは現実の問題としては言えないわけ

でございまして、当初の地方交付税の総額を確保する必要があります。そのためには、財源がないから特別会計におきましてやむを得ず借り入れをするということにしたわけではございまして、今回のこの情勢というものを踏まえてやりましたやむを得ない措置だというふうに私は考えているわけではござい

ます。

○穀田委員 やむを得ない措置という問題と関連して、今お話がありました、特別会計で借りるに当たって、今までの経過からいえば、例えば自治省として、利子だけじゃなくて、この資料にありま

すように、そういう時代もあつたわけですから、元金も全部国が負担してくれということを要求したのですか。

○湯浅政府委員 先ほども申し上げましたとおり、地方交付税というものが国税五割の一定割合という

ことで法定されているわけではございまして、その国税五割というものは、増加する場合もございまして、減額する場合もござい

ます。その場合にどう対応するかというのは、それぞれの時期における財政状況に応じて対応策を考えていか

なければならぬということでございまして、もちろん、国の財政当局とこの取り扱いについて事務折衝をする段階におきましては、いろいろな折衝はござい

まして、借入れということを決めたということでござい

ます。

○穀田委員 私、なぜこういう点を一生懸命言っているかという点、いつも問題になることなんです。だから結局、今局長からお話があったけれども、特会で処理して地方には負担をかけないよう

にしているのだ、要するに先ほどの話でいえば、確保する、迷惑をかけられないということですよ。だから、そのことに対して、果たして本

当にそうだろうか、つまり地方に要らざる負担をかけるかという点が言えるのだからかと思うわけですよ。だから、そこをぜひ聞きたいのです。

そこで、では聞きますけれども、地方交付税法の七条にある歳入歳出の見込み額というのはどこ

で作成するのですか。

○湯浅政府委員 地方財政対策を決定する上で、交付税法にござい

ますように、地方の歳出はどういうものがあるか、それから歳入はどういうものがあるかというものを作成していくわけではござい

ますが、それは政府の責任としてやっていくべきものだと思

います。一次的には自治省がそれをつくるわけではござい

ますが、関係省庁ともよく相談をした上でつくっていく、こういう仕組みになっ

ていくわけではございまして、その上で、地方財政が支障なく運営できるような、そういう財源を確保する

というものが毎年年度やっている地方財政対策でござい

ます。

○穀田委員 だから、内閣、政府の責任。条文中に書いてありますけれども、減収となつた交付

税の総額、そこにもともと計上されたもの、これは四

条にあるように大臣が見積もるものではあり

せんか。

○湯浅政府委員 当初の段階でどういう形で見積

もるかという点は先ほど申し上げたとおりで

す。しかし、経済というものは生き物でござい

ますから、政府が予想したとおりうまく進んでい

くという場合が数少ないわけではございまして、そ

れを上回る場合もござい

ますし、また、それを下

回る場合もあるわけではござい

ます。その対応策を

どうするかという点が補正予算で決定されるべき

問題だと思

うわけではござい

ます。

もちろんその段階で、今おっしゃりたいのは、

政府で決めたのだから政府がすべて責任を持つべ

きだということだと思

うわけではござい

ますが、し

かし、全体の財源というものを考えた上で、地方

財源をどう措置していくかということ全体の中

で考えていくことはやはりどうしても必要なわけ

ではござい

ますから、ないところから出せと言っ

たってこれは出ないわけではござい

ますし、その

ところは全体の中で調整をしながら、国と地方と

の財政がうまく回転するように努力するというのが

政府の立場ではないかと思

っております。

○佐藤国務大臣 局長から答弁をいたしましたよ

うに、今回の場合には御承知のような経済情勢で

ござい

ますから、極めて予測し得ない状況でござ

いますので、地方財政の円滑な運営を維持するた

めにはやむを得ざる臨時異例の措置ということで

ござ

います。

穀田さんにいろいろ御心配いたしております

が、このようなことでござ

いますものですから、

金利負担は国が持つこと

で、地方には迷惑

をかけないということで、先

ほども触れましたけ

れども、経済のかんりの部分を国よりも大きなウ

エートで地方自治体は頑張

つていたというわけ

です。それから、そういう大きな意義を感じて、金利

負担は国が持ちますという

ことで、地方自治体に

迷惑をかけないということ

でやっておりますの

で、ひとつ御理解をいた

だきたいと存じます。

○穀田委員 先ほど見積

もりの問題や、予想ど

お

りでなかったとか、経済

も生き物だとかありま

したけれども、去年の答

弁を見ても、当時こ

う言っているのですよ

ね。一割以上も違うとい

うことはやはり甘いとい

うふううに当時も自治

大臣は

答弁されております。で

すから、予測し得ない

いうことですから、予

測し得なかった

事実がこういった形であ

られたからこそやは

り――補正を組んだのは

当たり前です。だから

、その際に国の責任で

補てんをして、地方が

払うの

ではなくて、最終的に

国が責任を持って払

うべき

だということをは主張

しているわけでは

ござ

います。

私、反対討論も許され

ていませんので、今述

べ

ましたように、また改

めてその点について

もう一

度答弁していただい

て、先ほど局長からお

話があ

りましたように、地方

の財源の確保というの

はやはり国の責任だ、

私は改めてその点を

明確にし

ていただきたいです。

その点いかがでし

ょうか。

○湯浅政府委員 政府

として、財政運営に

できる

だけ支障のないよう

に制度化を図り、そ

のと

き経済に適應する

ような財源を地方

のために確

保する

という努力を

することは当然

のことでは

ござ

います。しかし、全

体としての経済

というものが

計画どおりいくも

でもないわけでは

ござ

いますから、その

あたりの変動とい

うものをやはり十

分

考慮しながら予

算も補正しなけ

ればい

けないとい

うことが必要

なのではないかと思

います。できる

だけ

け

け

け

け

け

け

らないことは当然でございますけれども、しかし、出てきたものについてはそういう形で、地方にはできるだけ迷惑をかけないような措置をしていくということで努力をしているわけでございます。

○穀田委員 先ほどありましたけれども、繰り返しますが、問題の所在は、交付税減額の責任がどちらにあると見るかという問題だと私は思うのですね。この間の問題についていえば、国と見るのか、それとも地方と見るのか、どちらに責任があるのだ。

これは、私先ほど言いましたように、地方交付税法の趣旨からいって場合、内閣と自治大臣が責任を持って見込んでそれを執行するわけですから、そういう意味でいいますと、趣旨からいって国は責任だ。二つ目に、今現実に起きている問題について言うならば、見込み違いというだけではなくて、当然それは税収の不足となつて、もともと不景気が原因になつていて、それに対する打開の策が打たれなかつたということに対してこれは国の責任だ、こういうことだと思ふのですね。

しかも、特別異例の措置だということを自治大臣は繰り返しておっしゃいましたけれども、特別異例の措置と言ひ条、実際は回数回、まさにこれは何回も繰り返していることになりますよね。だから、かつてこういうことについては原則的に行わないということを繰り返し表明されたにもかかわらず、これが事実上原則みたいになつてしまつていくことについて懸念を覚えるから、私、わざわざこういうことを言っているわけです。その点、いかがでしょうか。

○佐藤国務大臣 制度のあり方その他の状況につきましては局長から言われたとおりでございますが、内閣は一体であり、重要なことは、国民生活を守つていくことなわけでございます。さりとて地方自治体は三千三百、一つ一つ、一つの財政、一つの会計を持つていられるわけでございますから、そこで、国がお金が足らなくなつたから、あなたのところで借りて金利負担をしてくださいよというものではなくて、これは現金は地

方自治体へ直接行くわけでございますから、地方自治体が計画した事業、既にもうそれはかなり進んでおるわけでございますけれども、それはそれなりにちゃんとやつてもらつて、そして国と地方自治体は一体となつて日本経済の下支えをしていられるわけでございますから、穀田さんが御懸念になるようなことはないのではないか。

要するに、重要なことは、国民生活をどうやって守っていくか、そして、会計でございますから、国は国としてきちつと会計もしなければいけませんから、地方は地方できちつと会計もしなければいけませんから、その間には特別会計があつて出し入れをしてやつていくということでありまして、これは交付税の例えれば先食いをしようとかいうようなことは、財政のあるべき姿からいって本来あつてはならないことでございますから、それを避けるために基本的にその借り入れをしないというところでましましたけれども、今の経済情勢ということを考えますと、まさにこれは臨時異例の措置、しかるべき措置としてお認めをいただけるのではないかというふうに自治大臣としては考えております。

○穀田委員 もう時間もあれですし、私、最後に態度だけ、ついでに表明しておきたいと思ふのです。

これは、衆議院地方行政委員会調査室資料の「交付税特別会計の借入金額及び償還計画」の中にありますように、実質的には補てん財源は将来の地方交付税を充てる、こういう点を私、言っているわけなんです。だから、国の責任が果たされていないのじゃないか、こういうことで私も反対を表明しているわけなんです。また同時に、特会借り入れというものについてはしないという政府の方針にも反するものですから、そういう二つの点から私どもとしては反対であるということを表示して、質問を終わりたいと思ひます。

○要屋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は、明八日水曜日午後六時三十分理事会、

午後六時四十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後八時三十分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第二号中「二兆千二百八十一億八千九百九十九千円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九千円」に改める。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「二兆千二百八十一億八千九百九十九千円」を「三兆七千九百五十六億二千八百九十九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
平成六年度	千九百七十九億円
平成七年度	三千九百十二億円
平成八年度	四千二百六十五億円
平成九年度	四千六百七十九億円
平成十年度	五千四百億円
平成十一年度	五千五百七十九億円
平成十二年度	六千九十八億三千八百万円

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由

地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成五年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額する必要

がある。これが、この法律案を提出する理由である。